

蚕糸褒賞等選考委員会規程

第1条 蚕糸褒賞規程第7条に基づき蚕糸褒賞者等を選考するため、蚕糸褒賞等選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 委員会では、次の事項について審議する。

- (1) 蚕糸褒賞規程に基づき恩賜賞、蚕糸功績賞、蚕糸功労賞及び貞明皇后記念蚕糸科学賞に該当する褒賞適格者を選考する。
- (2) 貞明皇后蚕糸記念科学技術研究助成規程に定める蚕糸絹に関する研究助成課題を選考する。

蚕糸絹に関する研究助成課題の選考は、委員会内に委員長及び委員長から指名された委員による専門部会（「研究助成選考部会」という。）を設置し、当該専門部会において行う。なお、委員長は選考結果を委員会に報告する。

第3条 委員会は、委員長1名、委員若干名をもって構成し、毎年会頭がこれを委嘱する。

第4条 委員長は、委員会を主宰し、第2条に定める区分により、予め会頭の提示する員数の褒賞適格者等を選考し、その結果を会頭に報告するものとする。

第5条 委員会は、その都度会頭がこれを招集する。

附 則

この規程は、昭和41年12月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年 6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。